



2019年5月21日

各位

会社名 アイペット損害保険株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 山村 鉄平
(コード番号：7323 東証マザーズ)
問合せ先 取締役常務執行役員 工藤 雄太
(TEL. 03-5574-8615)

監査等委員会設置会社への移行、定款一部変更および役員の異動に関するお知らせ

当社は、2019年5月21日開催の取締役会において、2019年6月22日開催予定の第15期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」という。）において承認されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行することを決定いたしました。また、これに伴い本定時株主総会に付議する定款一部変更および取締役候補者を決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 移行の目的

取締役会の監督機能を強化し、かつ監督と執行の分離を進めつつ経営の機動性を高め、これらにより当社の企業価値のさらなる向上を図ることを目的として、監査等委員会設置会社に移行することといたしました。

2. 移行の時期

2019年6月22日開催予定の本定時株主総会において、必要な定款変更等についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

3. 定款一部変更

監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。変更の内容は別紙のとおりです。

4. 役員の異動（本定時株主総会に付議予定）

(1) 監査等委員でない取締役候補者

氏名	区分	新役職名	現役職名
山村 鉄平	再任	代表取締役社長執行役員	同左
工藤 雄太	再任	取締役常務執行役員	同左
青山 正明	再任	取締役常務執行役員	同左

有岡 正裕	再任	取締役執行役員	同左
武藤 正典	新任	取締役執行役員	—
疋田 英一郎	新任	取締役執行役員	—
原田 哲郎	再任	取締役	同左

(2) 監査等委員である取締役候補者

氏名	区分	新役職名	現役職名
星田 繁和	新任	社外取締役 監査等委員	社外監査役
比護 正史	新任	社外取締役 監査等委員	社外取締役
石井 雅実	新任	社外取締役 監査等委員	—

(3) 補欠の監査等委員である取締役候補者

氏名	現役職名
待鳥 啓信	補欠監査役

(4) 退任予定監査役

氏名	現役職名
野崎 晃	社外監査役
島田 容男	社外監査役

以上

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>第 5 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 6 条～第 12 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第 13 条 当社の定時株主総会は、毎事業終了後 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>第 14 条 ～第 18 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 20 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使すること</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p>第 5 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 6 条～第 12 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第 13 条 当社の定時株主総会は、毎事業<u>年度</u>終了後 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>第 14 条 ～第 18 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> は、10名以内とする。</p> <p><u>2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第 20 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、</u>株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. (現行どおり)</p>

(下線部__が変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>ができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2. 取締役会はその決議により取締役の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取</p>	<p>3. (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 代表取締役は、取締役会の決議によって <u>取締役 (監査等委員であるものを除く。)</u>の中から選定する。</p> <p>2. 取締役会はその決議により取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p>

(下線部__が変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(取締役会規則)</p>	<p><u>2. 前項にかかわらず、監査等委員会を選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p><u>(取締役への委任)</u></p> <p><u>第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(取締役会規程)</p>

(下線部__が変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。	第29条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。
(報酬等)	(報酬等)
第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u> 、株主総会の決議によって定める。
第30条 （条文省略）	第31条（現行どおり）
<u>第5章 監査役および監査役会</u> <u>(員数)</u>	(削 除)
第31条 <u>当会社の監査役は5名以内とする。</u>	(削 除)
<u>(選任の方法)</u>	
第32条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u>	(削 除)
2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	
<u>(任期)</u>	
第33条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>	(削 除)
2. <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	
<u>(常勤の監査役)</u>	
第34条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u>	(削 除)
<u>(監査役会の招集通知)</u>	
第35条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対し発するものとする。ただし、</u>	(削 除)

(下線部__が変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>(常勤監査等委員)</u> <u>第32条 監査等委員会の決議により、常勤の監査等委員を選定することができる。</u>
(新 設)	<u>(監査等委員会の招集通知)</u> <u>第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>
(新 設)	<u>(監査等委員会の決議方法)</u> <u>第34条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u>
(新 設)	<u>(監査等委員会の議事録)</u> <u>第35条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u>
(新 設)	<u>(監査等委員会規程)</u> <u>第36条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>
第6章 会計監査人 第41条～第42条 (条文省略) (報酬等) 第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。 第44条 (条文省略)	第6章 会計監査人 第37条～第38条 (現行どおり) (報酬等) 第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。 第40条 (現行どおり)

(下線部__が変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="432 371 580 405">第7章 計算</p> <p data-bbox="244 421 566 454">第45条～第47条 (条文省略)</p> <p data-bbox="453 517 571 551">(新 設)</p>	<p data-bbox="1002 371 1150 405">第7章 計算</p> <p data-bbox="810 421 1133 454">第41条～第43条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="810 517 863 551">附則</p> <p data-bbox="825 566 1243 600"><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p data-bbox="810 616 1342 835">1. 当社は、第15期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役<u>(監査役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p data-bbox="810 851 1342 1070">2. 第15期定時株主総会終結前の監査役<u>(監査役であった者を含む。)</u>の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第40条第2項の定めるところによる。</p>

以上